

議員派遣（案）

令和8年3月27日

地方自治法第100条第13項及び舞鶴市議会会議規則第167条第1項の規定により、
下記のとおり議員を派遣する。

記

1 議会と未来を語ろう ～みんなでほっとミーティング～

- (1) 派遣期日 令和8年4月12日（日）
- (2) 派遣場所 城南会館
- (3) 派遣目的 標記行事に参加するため
- (4) 派遣議員 上羽和幸 尾関善之 川口孝文 肝付隆治 小西洋一
仲井玲子 野瀬貴則 眞下弘明 山本治兵衛

2 市民と議会のわがまちトーク

- (1) 派遣期日 令和8年4月18日（土）、19日（日）
- (2) 派遣場所 舞鶴市役所本館4階
- (3) 派遣目的 標記行事に参加するため
- (4) 派遣議員 4月18日（土）
伊田悦子 上羽和幸 肝付隆治 小杉悦子
杉島久敏 谷川眞司 田畑篤子 仲井玲子
野瀬貴則 廣瀬昇 眞下隆史 眞下弘明
水嶋一明 南正弘
4月19日（日）
今西克己 上野修身 尾関善之 川口孝文
肝付隆治 小谷繁雄 小西洋一 高橋秀策
西村正之 野瀬貴則 福本明日香 松田弘幸
山本治兵衛